

《太陽光発電10kW未満の場合》

様式第20

①	再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】 (10kW未満の太陽光発電)	
②	平成 年 月 日	
経済産業大臣 殿		
③	(ふりかな) 提出者 住 所 (〒 -) (ふりがな) 氏 名 印 (法人番号 :) (法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印) 電話番号 () -	

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第84号）附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要		備 考
設備情報	④ 設備ID	設備認定通知書にて確認。又は経産省HP電子申請マイページ(https://www.fit-portal.go.jp)で確認。(設備設置者ログインID・PWが必要となります)もしくは電力会社へ問合せ下さい
	設備の所在地 (注1)	電力会社発行の検針票にて確認可能 <input type="checkbox"/> 別紙あり
	⑤ 太陽電池の合計出力 (kW)	確定図面にて太陽光パネルの合計出力を確認
事業内容	接続契約締結日 ⑥	H29年3月31日までに運転を開始している場合には未記入可
	接続契約締結先	電力会社名を記載(例:関西電力 等) ※東京電力供給エリアは「東京電力パワーグリット」と記載
	特定(買取)契約締結先 ⑦	電力会社名を記載(例:関西電力 等) ※東京電力供給エリアは「東京電力エナジーパートナー」と記載
	買取価格 (注2)	不明な場合には電力会社発行の検針票にて確認可能 <input type="checkbox"/> 未定
	運転開始状況 ⑧	<input type="checkbox"/> 運転開始済み 運転を開始していればチェック
⑨	再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。	
	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注3)	<input type="checkbox"/>
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	<input type="checkbox"/>

⑨	<p>この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。</p> <p>この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。</p> <p>再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
---	---	--

※1項目でも同意が得られない場合には認定頂けませんのでご注意ください。↑

添付書類

	書類名
接続の同意を証する書類（注4） ^⑩	※必要となる書類は電力会社によって異なります。 添付「接続同意を証する書類一覧表」にて必要書類をご確認ください。

- (注1) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注2) 特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注3) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

2. 記載方法

No	項目	必須有無	記 入 内 容
①	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度までの旧制度で認定を取得した場合であって、①平成29年3月31日までに接続契約を締結した場合は平成29年4月1日に、②認定失効の猶予期間中に接続契約を締結した場合は接続契約を締結した日に、新制度の認定を受けたものとみなされます。 ・新制度の認定を受けたものとみなされた場合には、そのみなされた日から起算して6ヵ月以内に事業計画を作成し、提出する必要があります。 ・10kW未満の太陽光発電であって、新制度での認定を受けたものとみなされた場合には、新制度の適用を受けるために、本様式により事業計画書を提出してください。
②	—	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書の提出日を記入します。
③	提出者情報	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設備設置者の事業者情報を記入します。代行事業者が提出する場合であっても必ず設備設置者の情報を記入してください。 ・住所（法人の場合は登記すべき本店又は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名称（登記簿上の名称）及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、実印を押印の上、印鑑証明書を添付します。 ・法人の場合、法人番号（13桁）を記入します。法人番号がない場合は不要です。 ・電話番号は日中に申請者に連絡のとれる電話番号を記入します。
④	設備ID ・設備の所在地	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業計画の対象となる設備について、設備ID、設備の所在地を記入します。 ・設備の所在地については、認定されている所在地を記入します。ただし、以下の点にご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ※複数の地番にまたがる場合は、代表地番を記入した上で「他〇筆」と記入し、代表地番を含めた全ての地番を記載した「別紙（設備の所在地）」を添付します。 ※番地は数字とハイフン（-）で記入します。 ※認定されている所在地が「番地未確定」のままの場合は、実際に設置する番地を記入します。
⑤	太陽電池の合計出力	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池の合計出力については、太陽電池モジュールの出力の合計（小数点第1位まで記入し小数点第2位切捨て）を記入します。太陽電池モジュールの出力の合計と発電出力が同じ場合にも、その値を記入します。
⑥	接続契約	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業計画の対象となる設備について、接続契約締結日（=接続の同意を得られた日）、接続契約締結先を記入します。
			<ul style="list-style-type: none"> ・接続契約締結日とは、連系承諾を受けた後に、工事費負担金契約を締結した日（工事費負担金契約を締結しなかった場合には、工事費負担金の請求があった日）をいいます。なお、工事費負担金が0円の場合は、連系承諾日が接続契約日となります。当該事業計画の対象となる設備が平成29年3月31日までに運転開始していた場合は、記載を省略しても差し支えありません。 ・接続契約締結先については、必須項目です。
⑦	特定（買取）契約締結先・買取価格	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業計画を提出する日までに特定（買取）契約を締結している場合は、その締結先、当該契約における買取価格（固定価格買取制度に基づいて定められた調達価格に上乗せした価格により買取を行う場合には、その上乗せ後の価格）について記入します。 ・当該事業計画提出の時点で特定契約を締結していない場合は、「未定」のボックスにチェックを付します。

⑧	運転開始状況	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月31日までに運転開始をしている場合は、「運転開始済み」のボックスにチェックを付します。
⑨	遵守事項	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 各事項について遵守することに同意する場合は、当該事項のボックスにチェックを記入します。 「接続契約を締結している～適切な方法により協力すること。」の「国が定める出力抑制の指針」とは、一般送配電事業者又は特定送配電事業者が接続契約に基づいて出力抑制を実施する際に、各発電設備間において公平性が確保されるよう定められた指針であり、既に締結されている接続契約の内容に反して出力抑制を求めようとするものではありません。 <p>※事業を実施するに当たり、該当する事項を遵守することに同意できない場合は、認定基準を満たしているとは認められないため、認定できませんのでご注意ください。</p>
⑩	接続の同意を証する書類	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業計画の対象となる設備が平成29年3月31日までに運転開始していなかった場合は、接続の同意を証する書類を添付します。 接続の同意を証する書類は、接続契約が締結されていること（連系承諾＋工事費負担金の額までを定めた契約が締結されていること）を証明するための書類をいいます。 発電設備の出力や電力会社ごとに必要な書類・名称が異なるため、資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」（※）にて公表している「接続の同意を証する書類について」にて確認の上、添付します。 <p>※ http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/</p>